大走四年六月二十一日第三(荷郷仮物為可 (毎月一周一日敬行

會學濟經學大國帝都京

號

郭三巖郎

三年六和略

新着 日舊明幕 金 本派治末 子得 爲 米 、替準備に就い 都統初の ij 的の 相 积 經濟成 市計年株 附 変と期 業金融機關と Industrieschaft 年學に 窳 不 一濟の發達と移民の消 學につ 鑑の於 濟 米相場 雜 4 再 論い 興 讀著 ろ 誌主要論 苑 錄 叢 理的 との 級 其 題 動 圂 長 係 圳 經濟學博士 經濟學博士 經濟學博士 樞 經 經 俓 文 文 濟 潍 學 墨 學 濟 濟 濟 學 學 學 學. Ыţ 博 博 俥 ±: + \pm \pm 士 沙蜷黑本 楠堀松谷 米高神 田田戸 庄 見江岡口 庄 太保正 三虎 保孝吉 治

正藏兒彦

郎馬雄

埜

載

録

幕末の株仲間 再興是非

本 庄 粲 治 郞

再興し、 目的 家國産の部その四」 らざるものの如くである。 かどうかといふことについては、 下落にあつたか、 迄もない所である。 却て從來の配 諸問屋組合を停止し運上 天保改革のとき、 を達するに至らず、 冥加上納を差止めたことは、 「給組織を紊り不融通となり、 叉問屋再興後の物 水野 を見るに、 然し問屋再興の 嘉 |冥加を廢 恵邦が物質引下の 頃者「市中取締續類集、 永四年に至つて問屋組合を この點についての當局 した 未だ必ずしも明 É 價が事實下落した ル が₁₎ 茲に改めてい 的が果して物 これが 物 價下落の 策として ため 確 諸 價

> は既に前 書 みを別稿として左に紹介することとする。 於て多少觸 號本誌所揭 れておい 「幕末に た處であるが、 おける幕府産物會所設 今その

の儀、 復古、 法取 井戸 文書には「去る亥年諸問屋組合停止 物價高く取締不宜由を以、 その目的、 の論が起り、 が(安政二年) それに對する答申書の中に問 将を有し、 る國産事賣政策の如きものを幕府自ら行はんとする 評定所一 幕末財政 池 締 復古致し候ても物價不引下候」といつてゐる 冥加運 相 天保度一旦停止冥加運上御差発相成候處、 田兩町奉行より本多石谷兩勘定奉行へ差出せし 崩 座のものの答申(ナコ月)には「仲 之れが可否につき幕府要路の者に諮問 その後の物價等が論ぜられた。 困 それについて嘉永四年 諸品下直にも不相 上は彌相納候に不及旨被仰出候儀に候得 難の際に當り、 去る子年文化度以前の 幕府當局者は各藩に 成、 却て不融通の 被仰出候以 0) 組合再興につ 屋組合停 ケ間 來、 した 趣 多に 矢張 組 おけ

天保の株仲間停止については、幸田成友氏著、日本經濟史研究 358 頁以下に 株仲間の解放と題する論文がある。就て看るべし。

五. 五九 第三號

I)

者の意見並に二三物價を記せるものがある。このこと

末の株仲間再興是非

勵合、山方え仕入前金差送追々荷物着致し、其外諸色の 屋家業差除可申付旨をも委細申渡候に付、 存可申合旨申渡、 必用の品に付、 卯五月御藏納取 運送等差支無之候樣中渡、 丑年浦賀表え異國船渡來の節、 御用金速に上納仕、合金二十九萬三千九百四十兩餘 爲相辨、身元相應の町人共は勿論、 法取締等も際立、家業致し能場合を以申論、御國恩の程 申付旨被仰出候に付ては 湊に相成候間、 らず、「近頃海防御手當向其外臨時莫大の御入用筋御 地拂底に相成候では、 入御 も同様の振合にて、 諸色潤澤方並直段引下方等中渡、 御沙汰有之候に付、差向米穀を初、 聽、 都て文化以前の通再興被仰出(中略) 其後去る 問屋共一同差はかり急速潤澤致し候様 御融通の爲、 計候儀に有之、 賣捌高一人別取調、 右は再興の廉を以申諭又は及察 以の外儀に付、 諸問屋仲間 夫々手配為致」たるのみな 御府内町人共え御用金可 共上同十月地震出火以 市中御手當御仁惠筋の 小前の商人共に至迄 別て板材木類は 手薄のものは問 下り荷物仕入方 組合再興にて商 日用の品御當 問屋共義も 差 去

> 諸色潤澤方、いづれも問屋組合再興の功驗を顯候義に 無之様相成候義にて」云々と述べ、右「御用金調達を始 計候故、 有之」と論じて居る。 氣勢相進み、大金の仕入をも致し、 先づ差支

り居候上は、 段は先役遠山左衛門尉より申上置候義も御座候 であり、 は 以 生蠟・鹽・木綿・繰綿・疊表・紙・吳服・ 相成候迚、必定物價引直に可相成との見込に無御座候 は誤りなりとせるものの如くである。卽ち曰く「尤再興 ではないが、 りしもので、必ずしも物價引下を主要目的とするもの 來と再興後と見競候へは、 難申」云々と。 而して組合再興の目的は、 評定所一座の答申の如く物價引下らずとなす 而も事實は物價引下の功をも奏せしもの 般に再興後物價引下り候驗無之とのみ 別册の 右の配給 酒等の類問屋停止 通いづれも直段下 組 織の を備に へ共 あ

0 に於て株仲間再 如きも事實下落せりとなすものである。 以上に由つて見れば、 興の效果は十分に之を認むべく、 諸色潤澤、 御 用金調達等の

> 安政元年御用金については「大日本古文書、幕末外國關係文書之六」403頁以 I)

翌天保十三年商賣手廣の御沙汰にもかかわらず、下り 保八年より十二年まで、兎角市中日用品々切等のこと も高直となり、 張等のことがあつたが、追々市中日用に差支へ、直段 入れても、油性合等明かならず、日用差支へしため、 入方致すべき油屋共は損失を厭ひ、又他商賣の者は仕 があり、十二年問屋停止商賣手廣に仰付られたが、仕 油問屋へ賣買を命ぜられたが、右六ヶ年間絞草賣買方 なり、天保三年より靈岸島に油寄所を取立て、役人出 し大阪勢州泉州等より仕入れる分、三萬樽は地廻と唱 (一)市中の燈油は凡十萬樽で、内七萬樽は下り油と稱 のがあるから、次にその要旨を述ぶることとする。 此點については諸色掛名主共よりの調査と思はるるも に差支ふるに至つたといふことであるが、果して如何。 變せしため、問屋共仕入方も十分に行はれ棄ね、天 、關東筋にて仕入れる分であるが、文政頃より高直と 株仲間の廢止によつて配給組織が混亂し、諸品融通 同八年遂に沙汰止みとなり、元の如く

> 々御掛合なし下され、日用油差支無之様元問屋共取 而して嘉永四年問屋再興となつた。 存在せし時と同様の仕法が行はれてゐたものである。 ふこととなりしもので、即ち天保十三年以來、問屋組 て差上、賣値口錢等も差定め申上け、大坂表役人へ度 り下り地廻油一人毎に仕入買付書狀、仕切狀、 油元問屋、 へざるやう申合、出精致すべき旨を達せられ、 地廻油元問屋共え仕入方品切無之日用差支 其頃よ 封書に

の荷請にては日々の御用に差支を生ずるため、從來仲 に御用品撰立所と唱へた。其外荷物引請方の義はすべ 御用品撰立取集め、また仲間會所と唱ふることの代り 間行事と唱へしを御用肴同乾物納番納人と唱へ、日々 て假御仕法と稱し御用を勤めたのである。 屋組合停上仰付られたが、御用肴同乾物類素人共勝手 方の者、地廻鹽干肴問屋、乾物問屋。 (二)下り鰹節鹽干肴問屋、七組肴問屋、 右天保十二年問 松前產干肴納

日本財政經濟史料、第三卷218頁參照。

諸家方大炮鑄造等のため、 (三) 錫鉛問屋は未だ再興の沙汰なく、 和錫鉛御注文多くなり、 嘉永六年頃

第三十二卷 五六一 第三號

幕末の株仲間再興是非

御家來衆も此見込にて買入しため、元問屋共が荷元へ 其外諸國へ手筋を求め互に糴合買取、内實は御武家方

ため、

在品拂底となり自然御用の節差支ふることとな

取締も付かず、素人は手元に隱買入等をなす

羅合ひ、

買入方注文するも容易に入手し難き有様となり、價格

0) 、亂高下を見るに至つた。 即ち

和錫一貫目に付 嘉永六年六月頃 銀百七八十匁

九月頃 二百五十匁

安政元年一月頃 闹 十二月頃 六七百匁 七八百匁

三月頃 七百匁

二年六月頃 四百五十夕

三年一月頃 三百匁

同 同

嘉永六年一月頃 當時(同四月?) 銀十八九匁 二百八十匁

年十二月頃 三十三匁五分

鉛

貫目に付

安政元年一月頃 三十六匁

同 二十七八匁

てゐる有様である。

當時(三年四月?) 二十四五匁

の如き大高下はなき筈であるか、その組織なく素人が 屋組合の組織あらば荷物の配給方に努力するから、右 右嘉永六年安政元年頃素人買付け甚しくとも、若し問

> つた。 (四)蠣殼灰竈持石灰問屋の儀は未だ再興を見ないが、

癖が付いてゐるから、 り、 場え二口、都合十二竈であつたが、仲間停止後竈數增 蠣殼灰竈敷は享保度に十口に定められ、寬政度人足寄 すべき旨仰渡された。 置場に一手に積付御用品相納、 政二年十月以來御噜譜所の御用にも差支へることとな 差支ふることとなつた。石灰の義も八王子野州産共素 加し、燒立原料不足となり、從來相續の竈持も燒立に 人並漆喰練賣の者共勝手次第買取り取締り方なく、安 俄の御沙汰にて十二月中、此度限り、 然し前述の如き勝手氣儘の賣買 御用品納人等取纒方等に心痛し 市中賣買も差支なく致 新大橋際灰

賄方御掛にて實に差支を生じ、弘化元年より市中大道 (五)大道睿共御睿屋御次米睿立享保十二年より勤めて ゐるが、仲間停止と共に右舂立を発ぜられたため、 御

春とも名主番組限人數取調べ、前々通り

落方御用を勤

むることとなつた。

て、嘉永五年より寛政度仕法の通りとなつた。手廣の御沙汰となつて以來、桶方御用御不辨利の由に裏役差別を立て、役錢を以て相勤むる仕法であつたが。ととなつてゐるが、寛政頃には、桶職人住居の表役(六)桶職人共桶大工頭より觸當次第御國役相勤むべき

んには、大なる差支を生ぜしことと考へられる。はるるに至つた。もし九店廻船積合相立たざりしならやうになり、市中商人共大坂表買付荷物運送滯なく行

問屋共に限り引請くべく、問屋共は手筋の荷主より引 高増加し、二月末に至り品物潤澤差支なきに至つた。 物を問屋に限り引請け、十二月上旬より板材木類入津 失區域も甚だ廣く板材木類入用夥敷高に上つたが、 荷物となり、同年九月頃に至つて漸く板材木竇捌方穩 至り品物潤澤となつた。其後株仲間停止中、弘化三年 請方に努め差支なき様すべき旨仰渡され、同年三月に であつた。それで天保五年二月大火の際は諸國板材木 品隱れとなり作事方差支へ、同年八月に至るも品拂底 買仰付られたるため、職人素人共互に糴合ひ買取り、 正月大火の節、素人職人共諸國材木直質せしため隱れ 月大火の際、問屋仲買素人差別なく諸國荷物手廣に直 かとなるに至つた。安政二年十月地震出火にて震害燒 山方のものも江戸表へ罷出高直に賣捌き、板材木入津 (八)更に材木の需給について考ふるに、文政十二年三 荷

幕末の株仲間再興是非

五六三 第三號 一二九

れば、町奉行が「停止は名のみにて、其實は問屋組合 とであらふ。右の如き假りの仕法が行はれたものとす しかりしため、假に仕法を立てしものについて述べた 有之候節の振合にて取締方爲仕候義に御座候處、右之 ものであるが、此の外に尙取引澁滯のものもあつたこ これ全く問屋へ荷物引請を任せられた結果である。 以上各種の取引については、仲間停止により差支甚

趣追々入御聽御評議の上、終に再興被仰出候義に有之」 (の答申)とあるは尤のことであらう。

[29

てゐるか。これについても諸色掛名主共よりの調査上 く措き、事實上再興前後によつて物價は如何に變動し 申書があるから、左に之を表示しやう。 次に株仲間再興が物價下落を目的とせしや否やは暫

(天保十二年)二貫五百目替 (同十三年) 二貫目乃至三貫目替 仲 間 停 ıĿ. 同 (嘉永四年)三貫目替 再 五年)三貫五百目替 興 後

轍

金一両につき目方

渔

五十匁一二十八匁 百三十两—百〇五两 七匁五分—六匁三分 六匁五分—五匁四五分 五十七匁五分—四十二匁五分 (安政三年)四貫目替

三十三匁—十八匁 三十三匁五分—十二匁

三十二匁—十八匁

百四十一匁五分一百三十七匁五分

吳

服

白羽二重一疋

越前大奉書一帖 西之内十帖に付

銀十二匁一九匁

紙

脇牛紙一〆に付

銀三十七匁—二十二匁 銀三十五匁五分—二十匁

銀三十五匁—二十匁

靑莚 早島 綿

三十本に付

尾道表十枚に付

銀六十七匁—五十四匁

五十七匁五分—四十四匁

金百五十両一百二十両 銀八匁三分—七匁五分

同

綿

白木綿一反に付 赤穗鹽一俵に付

銀十匁一九匁五分

百二十七匁三分—百二十匁 十匁一八匁 幕末の株仲間再興是非

中え賣捌方癖付候間、

荷主は問屋え差送候外、

隱荷物

ても諸國の荷主丑年より亥年迄の年間勝手儘に荷物市

迄に人數取調差上候程の儀、又問屋共も再興被仰

付候

名前書上候處、多端の義にて亥年より御取掛凡昨卯年

同 銀二百一匁七分——百九十五匁三分

白縮緬

同 銀九十四匁八分—九十二匁

同 銀六十三匁五分一六十一匁六分

越後縮 同 銀九十匁--八十七匁

極上酒十駄に付 銀三十五両—三十三両

酒

中酒 同 同

上酒

同

金二十八両—二十三両 金三十二両--二十九両

金二十一両--十九両

(天保十一年)金百両——六十両

右の調査に關し上申書には「右御蕁に御座候處、

紅

花

受駄に付

八十六匁—八十一匁五分 百八十一匁五分一百七十二匁四分

九十匁—七十六匁五分 五十八匁 -五十五匁一分

三十一両一二十四両二分

二十八两—二十一两

二十五両——十九両 十八両一十五両

(嘉永五年)五十五両―二十八両

(安政三年)六十五両-三十五両

相成候分を申上候得共、一體の處乍恐手廣の儀にて、問 候分を荒増廉書申上候。且又亥年再興以來直段引下等 廣中差支候口々は多端に御座候得共此内御世話被爲在 問屋 手 懸引致候はば古復可仕」云々と述べ、數年後商品配給 にて、直段引下方も際立候儀に至兼、 追々に荷送方荷主え示談中に付、商法の儀は未だ漸半 **洩荷物取締方、問屋共より俄に調詰候ては不穩成候間** きものと觀察せる如くである。 組織が更に一段相整ふに於ては、 物價は更に下落すべ 以上五六ヶ年も

屋御停止後休業又は新に素人にて其品賣買相始候分、

人別に荷物引請高荷主送狀等、事實の處取調、

物、直段高直の方え竇渡度との心組より、荷主一人に ても問屋三四軒も取組、 **致候間正路に取引致候處、近來諸色荷主は其身送候荷** 叉曰く「寬政度頃の諸國荷主は問屋共え實意に荷送 直段見合候儀は通例」のこと

第三十二卷 五六五

第三號 Ξ

Ų 候に付、寬政度も右の御主法相續仕候處、文化度諸問 市中町法並諸商人賣買の道、 も穩かであるが、關東筋は人氣我儘强く種々手段を弄 ば落付くこととなるであらう。一體上方筋は荷主人氣 並に商法も一層立直るに至るべく、猶五六年も經過せ があつたからとて、急に行はるることは困難である。 差送り、問屋が之を取押へ談合に及べば、荷主は其身 政度の見合にて引下候義には至兼」又表向專賣仕法の 衆の中にはその地産物を右の方法にて江戸へ輸送され する傾がある。 荷主も問屋再興の趣旨をよく諒解するに至らば、諸色 勝手のことな申立て、 行はれざる場合に、荷主共が江戸問屋へ洩荷隱荷物を 用がかかり、 るが、この場合には自然問屋の手に入る迄に種々の費 であるが、 取引融通に差支ふること兩三年來甚だ多きに至つ 此等荷主共が正路の取引をなすことは、問屋再興 此外諸家專賣仕法が行はれ、 値段高直となるため「當時の諸色直段寬 元來「享保度大冏越前守様御勤役中、 諸家々來衆にては

荷主の言を信 厚御世話被爲在御立被置 諸家並に家來

> に准、直段高下實直に行渡可申候」云々と。 で手廣被仰渡候處、諸國荷主共其節迄江戸間屋共より が引合前借金不養理にいたし、外素人共へ荷送致、 が引合前借金不養理にいたし、外素人共へ荷送致、 が引合前借金不養理にいたし、外素人共へ荷送致、 が開入場間を不養理にいたし、外素人共へ荷送致、 が開入が、 が開入が、 が開入が、 が表別が、 がままり 直買致候得は直段安に といれ、 は正し、 が表別が、 は正し、 がまれる。 は正し、 は正し、 は正し、 は正し、 は正し、 はたい、 は

五

の御用金調達も問屋仲間組織があつたればこそ之をな 於ては、 のであるが、 と說いてゐる。且再興以前にも假仕法によつて、株仲 し得たものであり、 ず、物價も引下らざりしものとしてゐるが、 を達することを得ず、 めに、從來の配給組織を紊り、爲めに物價下落の目的 以上述ぶる所を概括するに、天保の株仲間停止のた 問屋再興によつて配給組織も整ひ、 評定所一座のものは、 物價も亦下落してゐるではないか 嘉永四年の問屋再興となつたも 再興の效果を認め 安政元年 町奉行に

寧ろ仲間停止に存するものといふべく、數年後にはこ 述べた所は、或は盾の一面だけを見たるに過ぎない感 に下落するであらうとしてゐる。この說に對する評定 考へらるるは、仲間停止の數年間に取引上の惡習が出 興後の物價が寬政度に比し、尙下落の程度小なる如く から、株仲間停止の誤れることは明かであり、また再 間の存在せる場合と略同様の組織をとつたものもある 具體的事實を列舉して、評定所の抽象的意見に答へた は興味ある處であり、配給組織の混亂並に物價につき もあるが、株仲間の停止並に再興に關する意見として 所の見解は右の文書には見えてゐないから、私の茲に の慣習も改められて、配給組織も一層整備し物質も更 來、急にそれを改むる能はさるためである。從て罪は ことも注意すべき點であらうと思ふ。

第三十二卷 五六七